

# 総括表

中間報告書の論点整理	飯田市自治基本条例の骨子
<p><b>【前文】</b></p> <p>1. 飯田市の概要、すなわち飯田市の位置や環境に関して、市民に広く認識されている状況を記述する。端的に、かつ特徴を的確に捉えた記述を。</p> <p>2. これまでの飯田市における施策やその目指してきたところについて、普遍的な価値として継承すべき部分は、貴重な成果として記述する。</p> <p>3. 飯田市における地域自治を考えるにあたって現在直面している課題についても書き加える。市の抱える課題、より広域にわたる問題、現代特有の問題などを記述する。</p> <p>4. 課題を解決して行くため、飯田市の自治をよりよいものとするために、目指して行く道を記述する。</p> <p>5. 1～4を認識し、そのうえにたって自治基本条例を定めるという旨を記述する。</p>	<p>1 前文</p> <p>私たちの住む飯田市は、南アルプスや天竜川に代表される雄大な自然に懷かれ、人々の生活は古くから営まれてきました。私たちは、これらの自然の恵みを享受し、その環境を守り、地域に根付く伝統や文化を大切にしてきました。時には、大火や未曾有の大水害に見舞われましたが、私たちは、互いに助け合い協力してこの苦難を乗り越え、いち早く復興に取り組むなど、新たなまちづくりにたゆまぬ努力を続けてきました。</p> <p>また、市は周辺の町村との合併により市域が拡充し、当地域の産業・文化の中核都市として発展してきましたが、市民に身近なところで行政サービスを行うため、各地区に支所及び公民館を設置し、地域活動の支援や住民自治の振興を図ってきました。</p> <p>しかし、少子高齢社会が到来するとともに、国及び地方の財政状況が一段と厳しさを増したため、国・地方を通じる更なる行政改革が急がれていますが、今後地方分権の確立にともない、社会構造は大きく変革するものと予想されます。</p> <p>このため、私たちは、民主的にして能率的な行財政運営の確保に努め、意思決定過程の透明化を一層推進し、自治振興の一つの到達点である自己決定及び自己責任が実現される社会を念頭に、さらなる住民自治の発展を目指さなければなりません。</p> <p>私たちは、先人が育ててくれた豊かで美しい自然や環境、健康で文化的な暮らしなどを守り、市民が主体の自立した住みよいまちを築くため、この条例を制定します。</p>
<p><b>【総則】</b></p> <p>目的</p> <p>1. 市民主体による自治の実現を企画し、そのための市民・議会・行政の役割について明らかにする。</p> <p>2. 自治の基本理念を定めるものである。</p> <p>3. 市の条例において最高規範性をもつ。</p> <p>用語の定義</p> <p>1. 定義が必要と考えられる語</p> <p>(1)市民</p> <p>(2)参画</p> <p>(3)協働</p> <p>(4)コミュニティ</p> <p>2. 定義を明文化しなくとも、今後議論と概念の共有がとくに必要と考えられる語</p> <p>(5)自治</p> <p>(6)責任・責務・義務・説明責任</p> <p><b>【自治の基本原則】</b></p> <p>1. 市民の自己決定と自己責任</p> <p>2. 地域自治の確立</p> <p>3. 自治体としての自立と連携（補完性の原則）</p> <p>4. 市民と議会や行政との信頼関係・パートナーシップの確立</p> <p>多様な市民活動の活性化</p> <p>参加・参画と協働</p> <p>情報の発信・共有・創造</p> <p>説明責任</p>	<p>2 総則</p> <p>目的</p> <p>この条例は、飯田市の住民自治の基本原則を定め、当該自治の推進に関する市民、市および議会の役割を明らかにし、市民が主体の住みよいまちづくりを円滑に推進することを目的とする。</p> <p>用語の定義</p> <p>ア 市民 市内に居住する者及び市内で事業を営むもの若しくは公益活動をする団体をいいます。</p> <p>イ 協働 まちづくりを推進するため、市と市民が協力し、共に考え行動することをいいます。</p> <p>ウ まちづくり 市民福祉の向上に係わる諸事業及び諸活動を総称するものです。</p> <p>エ 住民自治 市民の意思に基づき行政を推進することをいいます。</p> <p>付記：ア 市民については、市内に働く者、学ぶ者を含めるべきであるという意見が出されましたが、市民の権利・責務などとの関係がより複雑になるため慎重に取り扱う必要があり、上記のままとしました。</p> <p>自治の基本原則</p> <p>ア 対等協調の原則 住みよいまちづくりは、市民と市が対等な立場で協調して推進するものとします。</p> <p>イ 情報共有の原則 住みよいまちづくりは、市民に市政に関する情報を公表し、当該情報に関する市民の意見を求め、これらの情報や意見を市民と市が共有して推進するものとします。</p> <p>ウ 参加協働の原則 住みよいまちづくりは、市民の市政への多様な参加の保障及び促進を基礎に、市民と市が適切な役割分担のもと、協働して推進するものとします。</p> <p>条例の位置付け</p> <p>この条例は、全ての条例の上位に位置し、他の条例を解釈する場合は、この条例の制定の趣旨を尊重しなければなりません。</p>
<p><b>【市民】</b></p> <p>市民の権利</p> <p>1. 市民の権利は行政が保障するものである。</p> <p>2. 政策決定過程への市民参加</p>	<p>3 市民の役割</p> <p>市民の権利</p> <p>ア 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>イ 市民は、市の行政情報を知る権利を有し、市に対し公文書の公開を求めることができます。</p> <p>ウ 市民は、市に対し、まちづくりに関する提案を行うことができます。</p>

<p>市民の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市民の責務は既に地方自治法等で網羅されている。</li> <li>自律した市民としての自覚の元に責務を果たす。</li> </ol> <p>コミュニティ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>多種・多様な活動が育つ地域コミュニティを目指す。</li> <li>住民自治の拡充を図る。</li> <li>市民の権利意識の自覚と向上発展を図る。</li> </ol> <p>市民参加</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>政策決定過程から参加するための、行政の責務と市民の意識改革</li> <li>生活基盤の再認識と市民連帯の意識化を図る。</li> <li>市民は、生活基盤である地域での諸活動への参加をとおり、市民自治の関心を高める必要がある。</li> </ol> <p>企業（事業者）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>企業は社会参加をする必要がある。</li> </ol>	<p>市民の責務</p> <p>ア 市民は、納税の義務を始め法令に定められた責務を、誠実に果たさなければなりません。</p> <p>イ 市民は、市政に関する意見交換会に積極的に参加するなどして情報を広く収集し、市政への関心を高めるものとします。</p> <p>コミュニティ</p> <p>ア 市民は、生活環境の整備や様々な文化活動など多岐にわたるコミュニティ活動に積極的に参加します。</p> <p>イ コミュニティ活動への勧誘は、高齢者世帯などに過度の負担をかけないような配慮をします。</p> <p>ウ コミュニティが、市に対し、まちづくりに関する提案を行う場合は、構成員の十分な討議、意見集約が必要です。</p> <p>事業者の責務</p> <p>事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的貢献が円滑に進むように努めるものとします。</p>
<p>【市・行政】</p> <p>市の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地方分権へ移行する過渡期のなかで、新たな変化を再認識し、従来の縦割り行政を見直し、国・県からの補助金行政からの脱皮と、市の自己決定、自己責任をしっかりと捉える。</li> <li>市民と行政が協働し、地域で出来ることは地域で行い、行政もなすべきことは為し、「最小の経費で最大のサービス」を提供する。そのためには、行政サービスの第三者評価の導入と地域住民との合意形成が肝要。</li> </ol> <p>市長の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基本構想・基本計画の位置づけを大切に、公約や政策を実現するために、市民の理解と合意形成を果たす。その場合に少数意見も尊重する。</li> </ol> <p>市職員の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市民が主役の原則からして、職員は市民に顔を向けて、市民に対して丁寧に説明責任を果たし、迅速に職務を遂行する。（そのためには）専門職員として常に自己研鑽を重ねる。</li> <li>一市民として、地域活動への積極的な参加を。</li> </ol> <p>行政運営 - その1．総合計画（基本構想・基本計画）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>計画策定から市民参加を謳う。（原則とする）</li> <li>基本調査は行政が行う。</li> <li>民会議の設置は謳う。男女ひとしく市民公募する。行政は市民活動（地区計画）の意見を聞く。</li> </ol>	<p>4 市等の役割</p> <p>市の責務</p> <p>ア 市は、市民と対等な関係にあり、公平公正な市政運営に努めるなかで、市民と適切な役割分担のもと、協働してまちづくりを推進するものとします。</p> <p>イ 市は、情報公開制度の拡充により、市政運営の透明性の確保を図るとともに、行政上の諸課題について、市民に説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>ウ 市は、特に重要な事項については、市民との意見交換会を設け、懇切丁寧に説明の上、市民の意見を求めることとします。</p> <p>エ 上記の意見については、集約して公表するか利害関係者に通知します。</p> <p>オ 市は、ウに規定する事項以外のものについては、公表の上、必要により市民の意見を求めるものとします。それら提出された意見は、必要により集約公表します。</p> <p>カ 市は、ウ及びオに規定する意見を尊重し、それらの意見に対する市の考え方を明らかにしたうえで、適切な市政運営に努めるものとします。</p> <p>キ 市長と議会は、市民福祉の向上のため、協力して市政運営に当たりますが、議会による行政監視を通じ、健全な緊張関係を保つものとします。</p> <p>ク 市は、個人情報の保護に最大限努めるものとします。</p> <p>市長の責務</p> <p>ア 市長は、自治の基本原則を深く認識し、計画の策定、施策の実施、施策の評価などに、より多くの市民が参加できるよう、情報の適時適格な公表に配慮します。</p> <p>イ 市長は、政策実現に向け市民の理解と合意形成を図る場合、少数意見の尊重に努めます。</p> <p>ウ 市長は、市政に関し市民に説明するときは、平易で分かりやすい表現とします。市政に関する情報を公表するときも同様とします。</p> <p>エ 市長は、付属機関の委員を任命する場合、総数に対する公募委員及び男女の比率に配慮し、選任するものとします。</p> <p>オ 市長は、付属機関の委員の公募については、選考基準を定め公表します。</p> <p>職員の責務</p> <p>ア 職員は、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めます。</p> <p>イ 職員は、職務の遂行に必要な知識・技術の向上に努めます。</p> <p>ウ 職員は、一市民としてコミュニティ活動に積極的に参加するものとします。</p> <p>行財政運営（行政組織等）</p> <p>市長は、市政を取り巻く社会情勢を的確に捉え、行政組織の簡素化を推進するとともに、当該組織間の連携を図り、最小の経費で最大の行政サービスを行うものとします。</p> <p>（総合計画）</p> <p>ア 市長は、市民の意見を反映し基本構想及び基本計画を策定するため、公募委員等で組織する付属機関を設置するものとします。</p> <p>イ 当該付属機関の組織及び運営については、別に条例で定めます。</p>

<p>行政運営 - その2 . 行政評価</p> <p>1 . 行政評価システムを確立し、その結果を市民に公開し、行政の透明性を高める。計画評価のチェックは議会の役割とする。事業評価については、市民満足度調査を実施する。</p> <p>行政運営 - その3 . 情報共有の原則</p> <p>1 . 政策形成過程から、市民と行政と議会が情報不一致とならないように、情報を共有して創りだすために、市は説明責任を果たし、市民・議会の意見を聞く。</p> <p>行政運営 - その4 . 説明責任</p> <p>1 . 市は、市民にひとしく公平に、あらゆる機会を持ち説明しなければならない。市民は積極的に参加する。</p> <p>財政運営の原則 - その1 . 財政状況の公表</p> <p>1 . 市の財政状況、財政指標、保有する財産をわかりやすく公表する。</p> <p>財政運営の原則 - その2 . 財産管理</p> <p>1 . 除く。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>ア 市長は、行政運営の透明性を高め、効率かつ効果的に事務を執行するため、毎年主要な事業について評価を行い、その結果を公表し、市民の意見を求めるものとします。</p> <p>イ 当該評価に関する市民の意見とその対応状況を公表し、事務のより適正な執行と改善に努めるものとします。</p> <p>(財政状況の公表)</p> <p>ア 市長は、財政状況の公表を行うときは、市民に分かりやすい図表を使用し、用語の解説等を適切に加えるものとする。</p> <p>イ 類似する資料を公表する場合も同様とします。</p> <p>地域自治区</p> <p>市長は、地方自治法第202条の4第1項に規定する地域自治区の設置に努めるものとします。</p>
<p><b>【議会】</b></p> <p>議会の情報公開と説明責任</p> <p>1 . 議会は、必要な情報を積極的に市民に公開し、市民の市政に対する関心を深め、もって市民の市政への参加を促すとともに、説明責任を果たすべきである。</p> <p>市民参加と議会</p> <p>1 . 市民を代表する議会は、その性格に鑑み市民参加を推進し、市民と協働してその成果を上げる。</p> <p>議会と市長との関係</p> <p>1 . 選挙により、市民から選ばれた議員と市長は、市民の意志を的確に反映するために健全なる緊張関係を保たなければならない。</p> <p>議会の運営</p> <p>1 . 議会の使命は、具体的施策を最終的に決定することと、行財政の運営や事業実施を監視することである。</p> <p>2 . 議会は、地方公共団体の意思決定機関であることを認識し、法律を遵守し、公正、公平、効果的に民主的な運営に努めなければならない。</p> <p>3 . 議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会運営を行うとともに、市民のための立法を行うなど政策提言、立案機能を強化する必要がある。</p> <p>議員の役割と責任</p> <p>1 . 議員は、市民の声と心を代表し、代弁するだけの役割に終始するだけでなく、時には市民に訴え、時には指導して、その実現に積極的に努力することが大事である。</p> <p>2 . 議員は、全体の代表者であり、奉仕者である。議員の一言一句は市民の意見であり、市民からの声であるべきである。よって、市民の声、市民の意思を把握するために市民の中に飛び込み、対話を重ねることに務めるべきである。</p>	<p>5 議会等の役割</p> <p>議会の責務</p> <p>ア 議会は、意思決定機関としての重要な役割を認識し、透明性の確保と民主的な運営に努めるものとします。</p> <p>イ 議会は、審議の状況を広く市民に知らせるため、積極的に情報公開を行うものとします。</p> <p>ウ 議会は、調査に基づき市長に政策提言を行うことができます。</p> <p>エ 議会は、時代の変化に的確に対応するため、議員の政策立案活動を支援することができます。</p> <p>議員の責務</p> <p>議員は、意見交換会などにより、市民の意向把握に努め、審議に臨むものとします。</p> <p>附属機関</p> <p>議長の諮問事項を調査するため、議会は条例で附属機関を設置することができます。</p> <p>付記：附属機関の設置については、法的に問題がないかどうか検討の必要あり。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <p>住民投票</p> <p>1 . 市政運営上の重要事項に関して直接市民の意志を問う必要があると認められるとき、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 . 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、資格者、投票の方法、成立要件及び結果の取扱い、その他住民投票の実施に関し、必要な事項については、別に条例で定める。</p> <p>付記：住民投票については、その意義・有効性等、更なる検討が必要と考える。(第9回拡大運営会議の意見)</p> <p>見直し規定</p> <p>1 . 見直し規定を設けるかどうか。</p> <p>2 . 設ける場合、どのような規定とするか。</p>	<p>6 住民投票</p> <p>住民投票</p> <p>ア 市長は、市政運営上の重要事項に関して直接住民の意思を問う必要があるときは、住民投票を実施できます。</p> <p>イ 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めることとします。</p> <p>7 雑則</p> <p>見直し規定</p> <p>この条例は、社会の変化に対応して、概ね4年ごとに見直すものとする。</p>